

令和7年7月29日

第 7 回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会長	事務局長	次長	係

1．開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2

2．開会日時 令和7年7月29日（火）午後2時

3．出席委員 (農業委員6名) 古谷会長 武田会長職務代理者
津野委員
横山委員 堅田委員 大野委員

(推進委員5名) 高橋委員 谷本委員
和田委員
谷脇委員 坂本委員

4．欠席委員 (農業委員2名) 宮田委員 橋田委員
(推進委員3名) 三本委員 森田委員 森光委員

5．出席職員 (事務局2名) 梅原局長 徳永次長

6．議事
議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について

7．報告事項

8．その他

開会宣言	古谷会長 只今から、令和7年第7回須崎市農業委員会総会を開催いたします。
	梅原局長 本日は3番 宮田委員、4番 三本委員、6番 森田委員、8番 橋田委員、9番 森光委員から欠席の連絡をいただいております。
議 長	古谷会長 本日はよろしくお願ひします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
意 見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は14番 大野委員、1番 津野委員、よろしくお願ひいたします。
議 長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 非農地証明願について 番号1から番号2まで議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	12番 谷脇委員 番号1について、事務局の説明の通りで山林となっており、非農地で問題ありません。
	13番 坂本委員 番号2について、一か所は雑木林、もう一か所は竹が自生しており、農地として使用できるようなところではなく、非農地で問題ありません。

審議	古谷会長 他の委員の方からご意見、ご質問はございませんか。特に無いようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。
採決	農業委員（異議なし）多数。
議長	古谷会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。
議長	古谷会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号4まで議案書をもとに朗読】
補足説明	徳永次長 補足説明をします。 番号1について、譲受人は水稻と茗荷を作っております、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻、次男、次男の妻がそれぞれ年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も、茗荷を栽培することから、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号2について、譲受人は野菜を作っております、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間150日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も白菜、大根を栽培することや、親子間での贈与であることから、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号3について、譲受人は茗荷を作っております、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべては効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違

	<p>反はありません。取得後も茗荷を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号4について、借人は茗荷と胡瓜、ナスを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべては効率的に利用できると思われます。借人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、借人及び両親がそれぞれ年間300日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。農業関係法令の遵守状況等に違反はありません。取得後も茗荷を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議長	<p>古谷会長</p> <p>関係委員のご意見をお願いします。</p>
意見	<p>1番 津野委員</p> <p>番号1について、譲渡人は施設に入っており、後継者もいないことから購入してもらうものだと思います。問題ありません。</p> <p>13番 坂本委員</p> <p>番号2について、多ノ郷にある農地に関しては畑として使用されており、親子間での贈与ということであり、問題ありません。</p> <p>12番 谷脇委員</p> <p>番号2の吾井郷の農地については、現況通りの農地であり、問題ありません。</p> <p>10番 横山委員</p> <p>番号3について、ハウスが建っている状態であり、問題ありません。</p> <p>13番 坂本委員</p> <p>番号4について、今まで米を作っていたようですが、許可次第ハウスを建設したいということで、草刈をして管理している状況です。区画整理をした場所でもあり、ハウスを建ててみようがを作るということで、問題ありません。</p>
審議	<p>古谷会長</p> <p>何かご意見はありませんか。特に意見がないようでしたら、番号1から番号4まで許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>

採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	<p>古谷会長</p> <p>それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について は許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>古谷会長</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>梅原局長</p> <p>【議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>梅原局長</p> <p>補足説明をします。</p> <p>まず、農地の区分については、10ha以上の広がりのある集団農地であることから第1種農地と判断されますが、農地法施行規則第33条第4に規定される集落接続に該当し、不許可の例外規定にあたると判断します。</p> <p>申請地目は登記、現況とも田です。</p> <p>目的は、個人住宅の建築で、現在妻と3人の子どもとでアパートに居住しているが手狭になったので、自己所有地で津波の心配がない利便性等に優れ、建築を賄えるだけの面積をもった土地は他になく、申請地に住居を新築することはやむを得ないと判断します。</p> <p>次に、資力及び信用についてですが、総額〇〇万円を融資資金で賄う計画です。銀行から融資証明も出ており問題ないと判断します。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、転用に伴う周辺の農地関係者からは、同意書が提出されており問題ないと判断します。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期が許可日から6ヶ月となっており、特に問題ないものと判断します。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等については、開発許可是不要、道路工事、道路占用についてもともに不要、生活排水の市管理道路側溝への排水許可と工事許可についても不要であることを所管課の市建設課で確認済。あわせて下流部での取水もないことを現地確認済。R7.4.16付農振農用地区域からの除外決定確認済み。その他必要な許可等はありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、事業計画書、土地利用計画図面から必要な面積と判断します。</p>

	<p>周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、排水計画は、生活排水は浄化槽を介し南側市管理道路側溝へ放流する。屋根に降った雨水は雨どいで集水し東側水路へ排水します。庭等に降った雨は、コンクリート部分は勾配を利用して北側市道側溝及び敷地内砂利部分へ誘導し自然浸透。砂利スペースに降った雨水は自然浸透です。法面に降った雨は北・東・南の市道側溝へそれぞれ排水します。</p> <p>進入計画については、北側の市道から進入します。</p> <p>周辺農地への影響は、西側は自己所有農地、北側、東側、南側は市道ですがその周囲に5筆の農地がありますが、すべて同意書が出ており問題ありません。</p>
議 長	<p>古谷会長</p> <p>何かご意見はございませんか。</p>
意 見	<p>12番 谷脇委員</p> <p>隣接農地への影響もなく、同意書もあるということで、問題はないと考えます。</p>
審 議	<p>古谷会長</p> <p>他に何かご意見やご質問はありませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求めるとして構いませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし） 多数。</p>
議 長	<p>古谷会長</p> <p>特にご異議ないようなので、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の審議について は、農地法第4条3項の規定により、高知県農業委員会ネットワーク機構に意見を求ることとします。</p>
議 長	<p>古谷会長</p> <p>続きまして、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>梅原局長</p> <p>説明の前に、議案第4号の番号3について、書類の不備があり、今回の審議の対象外とし、書類の不備が解消され次第、総会での審議を行いたいと思います。</p> <p>【議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】</p>

補足説明	<p>梅原局長</p> <p>補足説明をします。</p> <p>番号1について、農地の区分については、第1種から第3種農地のいずれにも当てはまらない農地として第2種農地と判断されます。</p> <p>申請地目は登記、現況とも田です。</p> <p>目的は個人住宅の建築です。現在マンションの一室で夫婦で生活中であるが、今後子どもが増えると手狭なため、自然環境もよく津波などの災害の心配がなく、学校や勤務地、大型店舗にも近い利便性の高い申請地に住宅を建築することはやむを得ないものと認められます。</p> <p>次に、資力及び信用についてですが、総額〇〇万円を自己資金と融資資金で賄う計画となっており、銀行の等の残高証明や融資証明が出ており問題ないと判断します。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期が許可日から6ヶ月となっており、特に問題ないものと判断します。</p> <p>行政庁の免許、許可、認可等については、開発許可是不要、道路工事、道路占用についてはともに不要、南側水路への排水は谷川であり許可不要、その他必要な許可等はありません。</p> <p>計画面積の妥当性については、事業計画書、土地利用計画図面から必要な面積と判断します。</p> <p>周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、排水計画は、生活排水は浄化槽を介し南側水路へ放流し、建物に降った雨水も雨樋で集水し南側市道側溝へ排水します。庭等に降った雨水は、コンクリート部分は勾配を利用して碎石地部分に誘導し碎石部分に降った雨とも自然浸透です。</p> <p>進入計画は北側市道から隣接転用地を経て侵入します。内一筆は、地役権設定許可申請を行います。</p> <p>周辺農地への影響については、北側は市道、南側は水路、西側は県道と接しており、東側の農地所有者からは承諾書が出されており影響はないものと判断します。</p> <p>以前の隣地の転用申請と同様、先に土地造成したことについては始末書が提出されています。</p> <p>番号2について、農地の区分については、鉄道駅から300m以内にある農地で、土地区画整理事業施行区域内の土地でもあり、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、譲受人が事務所兼モデルルームを建築するものです。申請地は、主要道路沿いに面するような位置にあり、周辺にはショッピングモールや飲食店等が多数立地しているため、集客が見込めると判断したものです。</p> <p>次に、資力及び信用についてですが、総額〇〇万円のうち、〇〇万円を自己資金、〇〇万円を融資資金で賄う計画ですが、自己資金については金融機関から残高証明書が提出されており、また融資資金については代表取締役が個人として譲受人に貸し付けるための確</p>
------	---

	<p>約書が提出されており、その預金の裏付けとして預金の残高証明が提出されているため問題ないと判断します。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無については、東側は市道、北側は店舗敷地で宅地（平成27年12月17日5条許可済み）となっており、西側、南側に農地がありますがともに同意書が提出されているので問題ないと判断します。</p> <p>申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、工期が許可日から6カ月となっており、特に問題ないものと判断します。</p> <p>計画面積の妥当性については、事業計画書、土地利用計画図面から必要な面積と判断します。</p> <p>周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、土地は一部盛土を行い70cmのかさ上げを行います。切土はありません。公道等の切り下げもありません。市道の工事、占有についての許可不要確認済みです。</p> <p>排水計画は、生活排水は浄化槽を介し東側の市道側溝に放流します。建物に降った雨は樋で集水し東側市道側溝へ排水し、庭等に降った雨は、コンクリート部分は勾配を利用して東側市道側溝へ誘導排水、碎石部分に降った雨は自然浸透とします。市道側溝への排水に関しては、工事、占有とも許可不要を確認済み。</p> <p>進入計画については、東側の市道から進入します。</p> <p>周辺農地への影響は、北側は宅地、東側は市道、西側、南側にある農地所有者からは同意書が提出されており問題なく周辺農地への影響はないものと判断します。</p>
議長	古谷会長 関係委員のご意見をお願いします。
意見	12番 谷脇委員 番号1について、先月から申請があった土地の隣であり、問題はありません。 13番 坂本委員 番号2について、柿や梅等を植えて農地ということになっていますが、土地区画整理事業の区画内の第3種農地であり、問題ありません。
審議	古谷会長 他に何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。
採決	農業委員（異議なし） 多数。

議 長	古谷会長 特にご異議ないようなので、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について は、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。
議 長	古谷会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	梅原局長 視察旅行について
	徳永次長 農業者年金加入推進研修について 農地パトロールについて
閉会宣言	古谷会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第7回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。
	閉会 午後 3時10分
	その真正なることを証して署名する。
	議 長
	1 番
	14番